

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 録

平成28年3月23日 午後3時30分 開議

出席委員

教 育 長	高 本 訓 久
委 員	林 正 美
委 員	菅 沼 由 貴 子
委 員	渡 辺 時 行
委 員	戸 苺 恵 理 子

説明のための出席者

教育部長	柴 谷 好 輝
教育部次長	赤 谷 雄 助
教育部次長兼学校教育課長	松 平 貴 圭
教育部次長兼中央図書館長	中 森 利 仁
庶務課長	鈴 木 敏 彰
学校教育課主幹	山 田 佳 宏
生涯学習課長	前 田 清 彦
スポーツ課長補佐	戸 苺 憲 司
学校給食課長	大 林 充 始
中央図書館主幹	尾 崎 浩 司

教育長が指定した事務局職員

主 事	中 尾 成 利
-----	---------

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 第7号議案 平成28年度教育委員会職員の人事異動について（非公開）
- 第3 第8号議案 教職員の人事に係る内申について（非公開）
- 第4 第9号議案 豊川市教育委員会事務局組織規則の一部改正について
- 第5 第10号議案 豊川市社会教育審議会の答申について

- 第6 第11号議案 豊川市文化財保護審議会委員の任命について
第7 第12号議案 平成28年度における豊川市図書館の休館日について
第8 その他報告 第3次豊川市生涯学習推進計画の策定について

「高本教育長」 定刻になりましたので、只今から教育委員会を開会し、直ちに会議を開きます。始めに日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。本日の議事録署名委員は、教育長において、菅沼・渡辺両委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

続きまして、日程第2、第7号議案「平成28年度教育委員会職員の人事異動について」、日程第3、第8号議案「教職員の人事に係る内申について」ですが、本案は、職員の人事に関する案件ですので、議事を非公開として、会議内容の議事を別に記録することによろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、日程第2、第7号議案、及び、日程第3、第8号議案は非公開とします。

それでは、日程第2、第7号議案「平成28年度教育委員会職員の人事異動について」、事務局から提案内容の説明をお願いします。

「柴谷教育部長」 日程第2、第7号議案「平成28年度教育委員会職員の人事異動について」を資料に基づいて説明。

(以下、議事内容は職員の人事に関わるため非開示)

「高本教育長」 次に日程第3、第8号議案「教職員の人事に係る内申について」を議題といたします。事務局から提案内容の説明をお願いします。

「松平教育部次長」 日程第3、第8号議案「教職員の人事に係る内申について」を資料に基づいて説明。

(以下、議事内容は職員の人事に関わるため非開示)

「高本教育長」 次に日程第4、第9号議案「豊川市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」を議題といたします。事務局から提案内容の説明をお願いします。

「松平教育部次長」 それでは豊川市教育委員会事務局組織規則の一部改正について、資料の8頁を御覧ください。こちらに新旧の対照表がございます。市の教育行政の組織及び運営に関する法律が28年4月1日に施行されることに伴い、別表の学校教育課、教職員係の部分の第4号にある勤務評定という文言を人事評価に改めるものがございます。9頁に参考資料がありますが、市の教育行政の組織及び運営に関する法律

が28年4月1日に施行されることに伴い、勤務成績の評定という言葉が人事評価といった形に変わるものでございます。愛知県でも平成24年度から教職員評価制度という評価の方法が採られております。以上でございます。

「高本教育長」 ありがとうございます。これは単純に勤務評定という言葉が28年4月1日からは人事評価という言葉に変わるのに合わせて改められるという解釈でよろしいでしょうか。

「松平教育部次長」 これまでの勤務評定につきましては、これまで評価に用いる能力の基準があまり明確ではなく、評定結果が職員に示されずに校長が記載をしてそのまま教育委員会へ提出するといった場合がございます。また、その評定結果と昇進や処遇、給料に関わる部分へ結びついていない面があり、評定結果が活用されていないという事で見直しを図られました。それに対し、新しい人事評価制度は、評価される側が自分で目標を設定し、自分で評価基準を決め自己評価をしたものに、校長が面談でアドバイスを行ないながら評価を行なう方式となっており、結果がフィードバックされるものとなりました。

「高本教育長」 ありがとうございます。言葉だけではなく、評価の仕方内容等も変更になった事に合わせてということでご理解いただければと思います。それでは委員の皆さんから只今の提案について、ご質疑がありましたらお願いします。

ありませんか。無ければ採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、日程第4、第9号議案「豊川市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

「高本教育長」 次に日程第5、第10号議案「豊川市社会教育審議会の答申について」を議題といたします。事務局から提案内容の説明をお願いします。生涯学習課長お願いします。

「前田生涯学習課長」 それでは10頁をご覧ください。こちらは例年、年度末の時期に次年度の社会教育に関する事項を社会教育審議会に諮問し答申をいただいているものでございます。11頁をご覧ください。こちらは社会教育第13条の規定に基づく社会教育関係団体に対する補助金の交付等について社会教育審議会より答申をいただいたものでございます。内容については、平成28年度教育委員会の予算概要及び主要施策について諮問のとおり実施されるよう要望しますという記載になっております。

内容は社会教育法の第13条の中で「地方公共団体が社会教育関係団体に補助金を交付しようとする場合は予め社会教育委員の意見を聞いて行わなければならない」という規定に基づいて諮問答申の手続きを行っているものでございます。来年度の予算の概要や社会教育に係る教育委員会の事業の内容は先月の教育委員会の定例会でも教育委員会全体として説明させていただいてご了解いただいていることござ

いますが、その社会教育に関する部分を社会教育審議会にかけてご確認いただきました。

団体の補助について、予算に定める額と要綱で上限の額が示されておりますが、来年度の社会教育団体の補助額は平成27年度と比較し一部若干の増減があるものの、基本的には変わりなく、例年と同じ考え方で交付させていただく予定でおります。以上が社会教育審議会の諮問答申の中でご確認いただいて了解を受けたといった内容でございます、

「高本教育長」 ありがとうございます。今、生涯学習課長から説明がありましたように、法に基づいて、補助金の交付について、社会教育委員方の了解を得たという内容でございます。この件について何かご質疑ございますか。よろしいでしょうか。無ければ採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、日程第5、第10号議案「豊川市社会教育審議会の答申について」は、原案のとおり可決されました。

続いて日程第6、第11号議案「豊川市文化財保護審議会委員の任命について」を議題と致します。それでは事務局からの提案理由の説明をお願いします。

「前田生涯学習課長」 それでは12頁の第11号議案「豊川市文化財保護審議会委員の任命について」ご説明させていただきます。本議案は今月末が任期となる2名の委員について新たに任命を行うものでございます。

豊川市文化財保護条例第39条の中で、審議会は文化財に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する10人以内の人数で組織するとされ、且つ、委員の任期は2年とされており、また、委員は再任されることができると規定されております。現行の委員数は9名でございます。新たに委員を任命予定している委員の数も資料13頁の一覧表に含めております。このうち再任は8名で、1名が新任の委員となります。今回、現在の委員のうち、渡辺委員さんが高齢を理由に退きたいというお話もあったことから、新たに任命する委員としまして、泉田先生を候補としてあげさせていただきました。泉田先生は現在豊橋技科大に准教授として勤務しており、昨年度は旅籠大橋屋の文化財調査についてご指導いただき、今後も設計関係の監修をお願いするなど、専門家として関わっていただいております。大学はこの春で退職されるそうですが、今後も学識者として豊川市の文化財についてご意見をいただきたいと思ひ、候補といたしました。この表にあります9名の方々によりまして、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年の任期で、豊川市文化財保護審議会の委員の任命を行いたいと思ひますので、ご審議よろしくお願い致します。

「高本教育長」 ありがとうございます。今、ご説明がありましたように、現行9名のうち1名が入れ替わりをして、引き続き9名体制で豊川市の文化財保護審議会委員をお願いするということでもあります。只今の提案について、なにかご質疑、ご意見ございましたらお願い致します。

「林委員」 ひとつ質問させて下さい。皆さん専門家ですから不安は無いと思いますが、分野によっては一人しかいないですよ。単純に考えますと一人の考えで文化財かどうか決まってしまうこともあるのではないのでしょうか。

「高本教育長」 いかがでしょうか。

「前田生涯学習課長」 当然バランスは考えていかねばなりません。豊橋市や岡崎市といった中核市の状況をみると、なるべく異なる専門分野の大学の教授や准教授といったスペシャリストの方をお願いして、責任をもって行っていただいております。豊川でも少しずつ専門性の高い方をお願いすると同時に、長年この審議会に携わっていただいている分野に広く浅く見識をもっておられる方に引き続き参加していただき、1人の専門家の判断とまらない体制をとっていかねばと考えております。

「林委員」 わかりました

「高本教育長」 それぞれご専門はあるわけですが、長く関わっている方は、広く浅くいろんな見識をお持ちだろうと思います。うまく調整し合いながら、進めていただけるという事です。この件について他にご質疑ございますか。よろしいでしょうか無ければ採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、日程第6、第11号議案「豊川市文化財保護審議会委員の任命について」は原案のとおり可決されました。続きまして日程第7、第12号議案「平成28年度における豊川市図書館の休館日について」を議題といたします。それでは事務局から提案理由の説明をお願い致します。

「中森中央図書館長」 平成28年度の豊川市図書館の特別整理期間の休館日についてを議題とさせていただきます。平成28年度に行う図書館システムの更新に伴い、例年行う特別整理に加え、端末機器等の入れ替え作業の他、新しい図書館システムの操作研修等を行うため、休館日数の延長が必要となります。通常ですと、特別整理日は10日以内で教育委員会が定める日となっており、その日数の中で蔵書の整理、修繕、図書館システムの点検、施設の点検等を行っておりますが、今回は機器の導入、確認作業及び職員の研修を行う期間として15日間への延長をお願いするものです。なお、図書館管理規則第3条に図書館の休館日は10日以内で教育委員会が定める日ということになっておりますが、教育委員会が必要があると認める場合は、図書館の全部または一部を臨時的に休館または開館する事ができると定められているため、本日お諮りするものです。変更後については、平成28年11月24日から平成28年12月8日までの15日間となります。具体的なスケジュールは16頁の表のとおりです。

「高本教育長」 ありがとうございます。只今のご説明にありましたように、図書館管理規則に則って特別整理日の延長を行いたいということであり、この件につきまして委員の皆様からご質疑、ご意見ございましたらお願い致します。

「菅沼委員」 これは平成28年度にシステムを新しくするため、29年度はまた通常通りということの良いですか。

「中森中央図書館長」　そうです。

「菅沼委員」　わかりました。

「高本教育長」　よろしいでしょうか。無ければ採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、日程第7、第12号議案「平成28年度における豊川市図書館の休館日について」は、原案のとおり可決されました。

続いて日程第8、その他報告「第3次豊川市生涯学習推進計画の策定について」を議題と致します。それでは事務局から説明をお願い致します。生涯学習課長お願いします。

「前田生涯学習課長」　それでは第3次豊川市生涯学習推進計画の策定について、冊子と概要版、パブリックコメントの原稿を資料として配付させていただきました。こちらは1月の定例会で委員の皆さんにご確認していただき、その後議会の市民文教委員会等で確認、修正を行い、今月最後の社会教育審議会で内容の了解を得たものです。

パブリックコメントの結果を簡単にご説明させていただきます。生涯学習課を含め市内12箇所の施設で冊子や市のホームページで閲覧していただき、ご意見等あればお寄せいただくということで、1月27日から2月25日までの約1ヶ月間パブリックコメントを実施いたしました。表にありますように意見等は提出されませんでした。各施設で配布した冊子は、例えば図書館では60部用意し、閲覧及び必要があればお持ちいただけるように準備しましたが、最終的に60部全て配布できましたので、意見は無かったにせよ、見ていただいた方の人数はそれなりにいらっしゃると思います。

このパブリックコメントを経て、3月11日に第5回の社会教育審議会最終案の決定となりました。1月の定例会から修正した箇所について、ご説明させていただきたいと思いますので23頁をご覧ください。ここに計画の体系を掲載しておりますが、推進方策と具体的施策の表現の中で修正がかかった部分があります。この表の下から2番目（2）家庭・学校・地域との連携強化、そしてこの右側の欄に②家庭・学校・地域との連携による地域教育力の向上支援とございますが、この並びが1月の定例会でご確認いただいた時には学校が最初となっております。この計画は社会教育、家庭教育も含めた生涯学習の計画となるのだから、学校を真ん中において家庭と地域を繋ぐものと位置づける並びとしたらどうかというご意見を教育委員さんからいただきまして、また、愛知県の生涯学習の推進計画でもこのような並びになっていたものですから、最終的に家庭・学校・地域の並びに修正させていただきました。もう1箇所修正した箇所は、冊子の62頁の目標指標です。この表の中の下から6番目、2-（2）子ども・若者の悩みに関する少年愛護センター相談支援件数とありますが、前回表現が相談件数となっております。しかし相談件数とすると、果たして多い状況が良い状況であるのか伝わり難いというご意見が1月の教育委員会だけでなく、他か

らもあったため、表現を相談件数から支援を行った件数に改めることとしました。また、見直しの結果ここに挙げた現状値や目標値も若干数字の変更を行っております。

その他にも誤字・脱字、細かな表現等を修正させていただいておりますが、大きな変更箇所は以上の内容となります。

「高本教育長」 ありがとうございます。いま生涯学習課長から説明がありましたように、1月の教育委員会定例会で教育委員の皆さんからいただいたご意見を反映した部分もあるというお話がありました。議会やパブリックコメント、社会教育審議会の了解を経て、これが最終報告となります。只今の報告について教育委員さんからご質疑、ご意見がありましたらお願いを致します。林委員さんお願いします。

「林委員」 ひとつよろしいですか。前回ここで我々が出した意見が反映されていて嬉しく思います。今後10年間の生涯学習の方向性を決める非常に重要なものとなると思います。個人的な意見ですが、生涯学習というと子どもから年寄りまで幅広く網羅されていますが、豊川の未来を作っていくのはやはり子どもとなりますので、子どもの教育に力を注いで欲しいと思います。26頁には、子どもに向けたものづくり教室、自然や科学とのふれあいにかかわる内容が記載されており、この内容が実現できれば、豊川の未来は明るいと感じました。是非教育委員会全体で実行していただきたいと思っています。

「高本教育長」 ありがとうございます。林委員さんの思いのこもった強いご要望ということで受けていただけるかと思います。他にご意見ございましたらお願い致します

「菅沼委員」 私も是非力を入れて欲しいと思いますが、26頁の内容を見ていますと、他の課と連携を図りますと書いてあります。ですが、現状では別々に同じような内容の事業を行っているのではないかなと感じることもありますので、連携を大事にしていればと思います。そうしないとせっかく良い事業なのに、単独で行ったがために継続できなくなってしまう場合もありますので、よくよく連携を図って子どもの為に考えていただきたいと思います。

「高本教育長」 そうですね。せっかくの試みであっても単独では同じことの繰り返しになってしまって市民の方に飽きられてしまったり、注目が集まらず、いまひとつ盛り上らなかつたりということは確かに起こりえますね。

「菅沼委員」 例えば読書の事でも中央図書館も良い事業をしているのですが、子ども課でも良い事業をしています。それぞれが独自に良い事業を行っているのですが、やはり一緒になっていろいろ考えていけば、もっと良い事業に発展していくと思いますので、よくよく課同士で繋がっていただきたいと思います。

「高本教育長」 横の連携についてのご要望でございます。ありがとうございます。他によろしいでしょうか。無ければ採決を行います。只今の報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、日程第8、その他報告「第3次豊川市生涯学習推進計画の策定に

ついて」は只今の報告の通り承認されました。

本日の会議に付議されました案件は以上ですので、これで本委員会を閉会します。
ありがとうございました。

(午後4時48分 閉会)